

ニセコ町まちづくり基本条例の改正（案）内容

1 まちづくり基本条例とは

この条例は、まちづくりを進める上で、主権者であるわたしたち町民と行政が情報を共有し、町民がまちづくりに参加する権利を保障する内容となっており、このため町の憲法と位置づけています。（平成 13 年 4 月から施行）。

このように重要な決まりであることから、この条例は「社会情勢等の変化に則した内容で有り続けているか」を検討し、見直しをすることもルール化されています。

なお、今回は平成 13 年 4 月の条例施行以来、5 度目の見直し、3 度目の条例改正となります。

2 改正概要

今回は、①民法改正により成年年齢が引き下げとなったことに伴う改正、②町が設置する審議会等へより多様な意見を反映させるための改正、の 2 点の改正です。

3 改正点（案）

- ① 第 1 1 条（満 20 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利）については、その年齢に応じた子どもたちのまちづくりに参加する権利を保障するものですが、このほど民法が改正となり、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げとなったことから、これに併せて改正を行います。
- ② 第 3 1 条（審議会等への参加及び構成）については、本町では町が設置する審議会や委員会などへの女性の参加が少なかったことから、1 回目の改正において第 2 項を追加しています。今回の改正では、社会情勢等の変化を踏まえ条文を見直すとともに、より多様な意見が反映されるよう改正を行います。

4 改正に向けた参加等の状況

令和 6 年 2 月から令和 7 年 3 月まで、委員公募も行い、ニセコ町まちづくり基本条例第 5 次改正検討委員会「以下（委員会）という」を設置し、計 4 回の委員会にて条例改正項目を検討しました。この検討経過を踏まえて、令和 7 年 3 月に委員会から町へ答申が提出されました。

また、令和 6 年 10 月 17 日開催の第 226 回まちづくり町民講座では、「まちづくり基本条例『座談会』」とし、まちづくり基本条例制定の背景、見直しの経過、今後の条例のあり方や見直し内容などについて、意見交換を行いました。

今回の条例改正案は、これらの検討を踏まえた内容となっています。

<お問合せ/担当> ニセコ町役場 企画課経営企画係
担 当：川埜、桜井
電 話：0136-44-2121 FAX:0136-44-3500
電子メール：kikaku@town.niseko.lg.jp